

国 保



国民健康保険

年 金

加入者が交通事故などでけがをしたときは



交通事故など、第三者(他人)の行為によって、けがや病気をしたときの医療費は、加害者が負担することが原則ですが、その状況により、医療機関で国民健康保険が使える

場合があります。

国民健康保険を使う場合は、事前に保険年金課へ連絡し、承認を得てください。また、速やかに「第三者行為による傷病届」など、国民健康保険の手続きに必要な書類を提出してください。市はこれを基に、保険給付相当分の医療費を一時的に立て替え、後で被害者に代わり加害者に請求します。

医療手続き中の示談は慎重に

国民健康保険による医療手続き中に、加害者から治療費などを受けたり、示談を済ませたりすると、国民健康保険が使えなくなったり、手続きが煩雑になり、解決までの期間が長引いたりします。示談などをする前に、必ず保険年金課に相談してください。



国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

来年度の特別徴収額

平成26年度に年金から国民健康保険税と後期高齢者医療保険料を直接引き落とす「特別徴収」の対象だった人は、平成27年度も特別徴収になります(国民健康保険に加入している世帯主で平成27年度中に75歳になる人を除く)。

4・6・8月の特別徴収額は、仮徴収額として2月分と同

額になります。平成27年度の年間保険税・料は7月下旬に確定額をお知らせし、10・12・2月の額で仮徴収額との過不足などを調整します。

口座振替による納付も

特別徴収対象者のうち希望者は、口座振替による納付を選択できます。申し出の時期により口座振替への切り替え時期が異なるため、保険年金課へ問い合わせてください。



国民年金

20歳からスタート

成人を迎えた皆さん、国民年金の手続きはもう済んでいますか。日本に住んでいる20～59歳の全ての人は、国民年金に加入します。

国民年金は国が責任を持って運営する公的年金制度で、社会全体で助け合うことを目的としています。老後はもちろん、病気や事故などで障がいが残ったときや死亡といった万が一のときに支えになるのが年金です。

国民年金の保険料は月額1万5,250円(平成26年度)です。納付には毎月指定の口座から保険料が自動的に払い込める口座振替や、一度に前払いすることによって割引のある前納が便利です。

収入が少なく、保険料を納めることが困難なときには保険料免除制度が、学生(夜間部・定時制・通信制課程も含む)には学生納付特例制度があります。いずれも一定の基準がありますので、保険年金課に相談してください。国民年金への加入や変更、保険料免除申請などの受け付けは、保険年金課(市役所1階)と下総・大栄支所で行っています。



※くわしくは保険年金課(国保☎20-1526・年金☎20-1547)へ。